



昭和46年3月20日



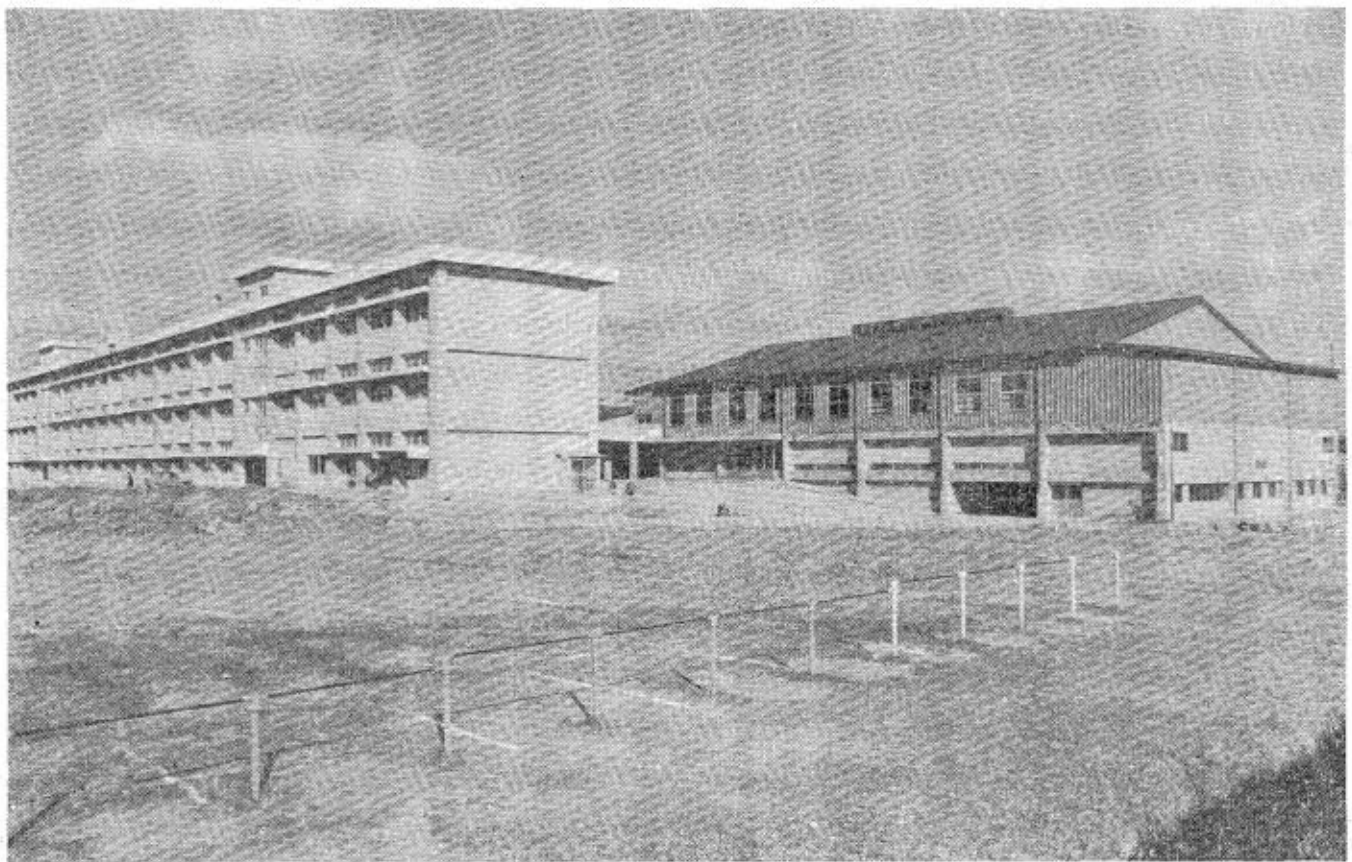
# 秋穂町広報

No. 106

## 人口と世帯数

(2月末日現在)

人口	9563人
男	4541人
女	5012人
世帯数	2375世帯



【新築された秋穂小学校】



## 秋穂小学校全面改築完成

昨年第一期工事として、小学校校舎の一部と給食センターが完成し、このたび校舎の残り全部と屋内運動場が完成、二年度にわたる大事業が終り、三月十二日午前十時より落成式が盛大に挙行されました。

これから児童達は全員デラックスな明るい校舎で、又、広い屋内運動場で勉強、体力づくりに励むことになりました。

○

「とじこんで保存しましょう」

○

# 春の交通安全健民運動

前期四月五日～四月十日  
後期四月二十六日～五月一日

みなさんも交通事故を起さないよう、又、起きせないよう常に心を配つておられることと思いますが、最近道路も整備され、しかも車の台数は急速に増加しており交通事故防止は、国民すべての願いであるにもかかわらず悲惨な交通事故が起きています。

このような交通事故をなくするため今年も春の交通安全健民運動が全国的に行なわれますが、本年から前期・後期と二期に分けて実施されます。

◇前期における運動の重点目標  
歩行者 事故とくに子どもと老人の事故防止を目標とし、新入学児童、園児の保

【写真は大海小学校校生の横断】



【写真は大海小学校校生の横断】

## 国保加入の皆さんへ 被保険者証検認のお知らせ

国民健康保険の被保険者証の検認を、三月二十五日から行います。この検認を受けるに、四月一日以降受診された場合には医療費を全額負担して頂く場合がありますので、必ず検認を受けられるようお知らせいたします。

尚、被保険者証の取纏めは、部落婦人会長さんをお願いしておりますので、三月二十日以降は、いつでも提出できるよう準備をお願いします。この場合、(学)・(移)の被保険者証の交付を受

### 引揚者の特別交付金の請求はすみましましたか

#### 3月31日で時効です

引揚者の皆さん、特別交付金の請求はお済みになりましたか。引揚者と、引揚者の遺族の方には、昭和四十二年に制定された「引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律」にもとづいて、終戦時の年令に応じて一人最高十七万円から二万円ま

での引揚者特別交付金が支給されています。この特別交付金の請求期限は、昭和四十六年三月三十一日までで、この日までに請求書を出さないと時効になります。締切期限が迫っておりますので、対象者でまだ請求されていない方は、請

求手続きを急いで下さい。この特別交付金の対象者は次のとおりです。

- ◎原則として外地に終戦の日(昭和二十年八月十五日)まで引続き一年以上生活の本拠をもつていて、終戦のため本邦に引揚げた人が対象となっています。また、引揚者がこの法律の施行日(昭和四十二年八月一日)前に亡くなった場合、或いは引揚げる前に亡くなっている場合は、その遺族の方が、配偶者、子、父母、孫の順で特別交付金を請求することが出来ます。

### 心身障害者扶養共済制度への加入命令について

詳細は保険年金課にお問合せ下さい。

- ◎：社保加入の場合  
◎：社保離脱の場合  
◎：転入の場合  
◎：転入の場合

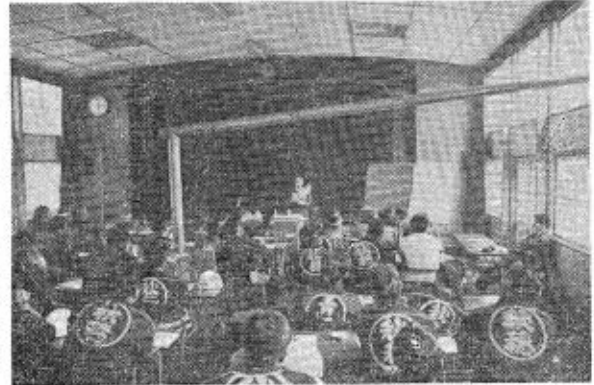
- (1) ソ連が参戦したため昭和二十年八月九日から八月十四日まで引揚げた人
- (2) 本邦に一時的に滞在中にまたま終戦となったため外地にもどれなかった人
- (3) 南洋群島から昭和十八年十月一日以後終戦日前に日本国政府の要請で引揚げた人
- (4) 連合国に抑留されていて戦争中に交換船で引揚げた人
- (5) ファイリピンから昭和十九年七月一日以降、終戦日前に日本国政府の要請で引揚げた人
- (6) ホルネオやマレー半島などの南方地域から開戦前の緊迫した事態に基づき日本国政府の要請で昭和十六年八月

住民課では、身体の具合の悪い方や、その家庭の保護者並に兄弟の方の将来の不安をなくすために、心身障害者扶養共済制度への加入をお勧めしております。既に御承知のように、この制度は、月々一定の掛金を納め加入者に万が一のことがあった場合、残された身体の具合の悪い方に毎月二万円の年金が一生支払われるというものです。

そこで、加入者の年齢ですが、原則として、四十五才未満ですが、四十五才以上六十五才未満の方(大正十四年四月一日から明治三十八年四月二日までに生まれた方)の加入申込期限は一律に昭和四十六年三月三十一日までと定められました。本町では四十五才以上の加入申込希望者の受付を三月二十五日迄致しますので早めに住民課に御相談下さい。

### 消防講習 会開く

春の火災予防運動の一環として、県消防学校の教官を講師に招き、町消防団員、自衛消防団員など消防人を対象に去る三月三日午前十時より十二時まで火災予防及び消火の方法について公民館講堂で、又、午後一時より消防ポンプ操作および油火災に使用する消防ポンプ器具の取扱いについて中道・赤瀬海水浴場広場で講



【写真は消防講習会の時の実験】

### 保険料は早めに 完納しましょう

拠出制の国民年金は、保険料を六十歳までかけて、六十五歳から老令年金が受けられることになっていま

す。被保険者の年令によってかけなければならぬ期間は十年から二十五年に定められておりますが、国民年金制度がはじまった昭和三十六年四月に、明治三十九年四月二日から、明治四十四年四月一日までの間に生まれた人は、すでに高令で

あるため経過的に保険料の納付期間が十年あれば六十五歳になった日の翌月から年額六万円の老令年金が受けられることになっていま

す。しかし、これはあくまでも十年間の保険料が全部納まっているか、または、保険料を免除されている人に限り、年金が受けられることになっておりますので、未納の期間はないか、いまいちど保険料の納付状況を確かめて、まだ、納まって

いない月があるときは、いまずぐ町役場へ納めて下さい。明治三十九年四月以後に生まれた人は、本年四月以後逐次六十五歳に達するの六十五歳に達した月の翌月から年金が受けられます。また、保険料を免除されている人は、保険料を全部納めている人にくらべて年金

額が低くなりますが、保険料をさかのぼって納める追納制度もありますから、この制度を利用されることをおすすめします。納めて安心、老後の保障は国民年金で築きましょう。尚詳しいことは町役場保険年金課(有線二、三三二)の方へお訪ね下さい。

### 戦没場所の細部に ついてお知らせ

さきの大戦は、その戦域の広さその戦いの苛烈さにおいて、史上類をみないものがありました。この戦いで戦没された軍人軍属は全国二一〇万余、本県では四万の多くを数えています。戦没者については、当時それぞれ死亡公報が遺族に届けられました。戦時によつては軍の機密保持などの事情からその死亡場所の細部を明らかにされてい

ないものがありました。例へば「昭和二十年六月十日南方方面において戦死」

このように、当時さし上げた公報は、死亡場所の細部に触れなかった時期がありました。この期間は、旧陸軍関係は昭和二十年一月一日から二十一年六月十四日まで、旧海軍関係は昭和十七年二月三日から二十二年四月三十日まで死亡公

報が発行されたもので、本県関係約九、〇〇〇件があります。最近、遺族、戦友団体の戦跡巡拝なども行なわれ詳細な戦況は別として戦没した島なりおおよそその地点ぐらひはぜひ承知したいとの遺族のご希望に接することも多くなつたので、国・県・町・において、今後おおむね五か年間にこれらのかたがたの死亡場所の細部を調査し、細部がわかりしだい順次ご遺族にお知らせし、ご遺族のお気持ちに多少なりとも添いたいと願うものであります。ご遺族のうち、戦没者の死亡場所の細部が、早期に確認されたい希望のある方は、次の事項をお知らせ願えれば、住民課で調査票を作成し山口県援護課に提出し調査を進めることとして

おりますのでご相談下さい  
一、戦没者の氏名、生年月日、本籍、所属部隊、身分(官等)  
二、ご遺族の氏名、本籍、現住地、戦没者との続柄  
三、死亡公報(死亡通知)等に記載された死亡場所

上本町	河島ミヅ子
一金貳千円	(故房次郎)
黒瀨南	末広 源一
一金壹千円	(故吾一)
加茂	繁永 照文
一金貳万円	(故常治郎)
中津江	金子 正治
一金叁千円	(故アヤ子)
屋戸	安光久之助
一金壹千円	(故弥亮)
大河内南	西藤 和広
一金叁千円	(故クノエ)
屋戸	末広 義夫
一金壹千円	(故純次)
黒北	松永 宗也
一金壹百八十二円	
黒北	田中 忠孝

### 善意銀行から御礼

次の方々から香典返し、或は特別な善意の預託がありました。謹んで御礼申し上げます。(敬称略)

一金壹千円	(故クリ)
北条	北乗しげ子
一金五百円	(故康忠)

### アサリ貝養殖の ため稚貝を放流

去る一月二十日秋穂、秋穂新生漁業組合により中道湾を中心にアサリ稚貝、一五〇俵の放流が行なわれま

した。この放流は年々減少しているアサリ貝の増殖をはかるため実施されたもので今後この成果による増産が大いに期待されております。尚アサリ貝は漁業者以外の方が自由に採捕することは禁止されておりますが昨年より漁業組合の協力により尻川湾と中道湾では区域期間を定めて観



【写真はあさり貝の放流】



# 交通事故を防ぐために！

(第三回)

## 二、交通事故防止は 家庭から

前回では、幼児に対する良い習慣をつける方法をあげましたが、今回は児童生徒について必要な事を上げてみましょう。

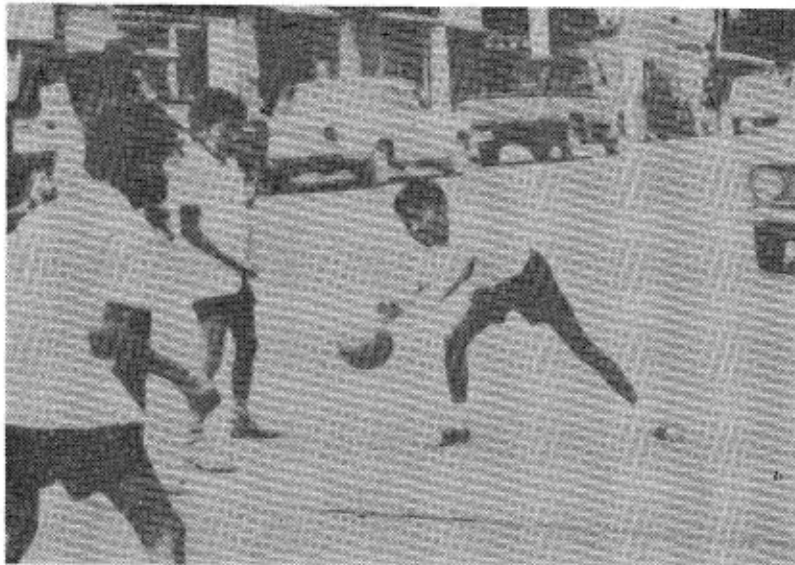
○児童、生徒に対して  
○通学には時間の余裕をもたす。

ゆつくり歩いてても充分間に合う時間を考えて出発させます。ギリギリの時間に

急がせるようなことのないようにしましょう。

持ち物は前夜のうちに調べ、忘れ物をさせないようにしましょう。こどもの頭の中は忘れ物の事で一杯で自動車などに気がつきません。忘れ物をとり帰る途中で事故に合った例もたくさんあります。

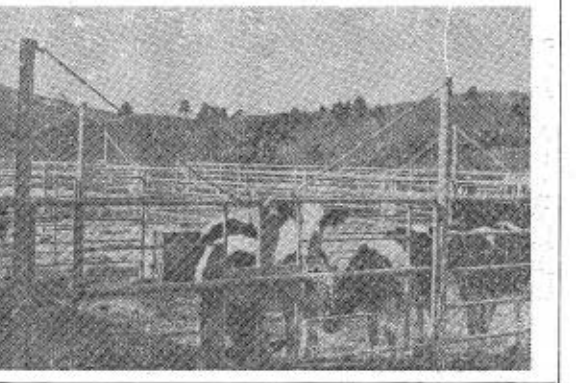
○遠足の時などは特別な配慮を  
こどもはうきうきしてい



ます。いつもよりは早目に出発する場合があります。それだけに日頃の通学時間とは交通状況がちがいます。低学年の児童には、場合により付き添ってやる位の配慮が必要です。

こどもの事故は家に帰ってからの、午後二時頃から午後六時までの間に多く起っており、注意力がぶつていることや、母親は夕食の準備などで目がとどかず、運転者も、夕方のラッシュアワーで交通量も多く、疲れて注意力も低下し、先を急いでいるというようなことや冬には、暗くなり始めて、視野も狭くなっているなどの悪い条件が重なって、事故を起こす危険性の高い時間帯です。

道路で遊ばない、夕方は早く帰るなどを教えましょう



山口県育成牧場  
国定公園秋吉台カルスト台地の広大な草原に県下の畜産農家の要望によりS42年度から開設されました。秋穂町からもこれまで50頭ぐらいの乳用牛、肉用牛が放牧され良好な成果をおさめています。

## お知らせ

### 昭和46年度の畜犬と 狂犬病の予防注射

狂犬病予防法に基づく昭和46年度の畜犬の登録と、春秋狂犬病予防注射を次により行います。

畜犬は、毎年登録と狂犬病の予防注射を受けなければ飼育することができませんので、畜犬所有者は、この機会に必ず受けられるようお知らせします。

尚、犬に起因する苦情が絶えません。犬は人に迷惑をかけないように、よくつないで飼い、不用犬は捨てないで町役場に持参しましょう。

登録と狂犬病予防注射日程  
四月一日：大海支所  
四月二日：町役場

## 買物メモ

### 特売の季節

「買うときの注意」  
パーゲンセールはやりのこのごろです。

広告やチラシ、案内状をよく読んで、季節はずれ、換金売り、記念特売、等々の理由をよく考え、ただ安い

からというだけにつられないうちのことに気をつけましょう。

○ほんとうに良い品が安くなっているかを見抜くため、日ごろ良い品を良く見て感覚を養ったり、商品知識を身につけておくことがたいせつです。

○安く買ったらしほしいと思ふものをチェックしておいて、その品があることを確かめてから特売場に出かけましょう。いわゆるムードでいらぬものまで買い、後悔しないことです。

○目玉商品で引きつけようとする特売にはとくに気をつけましょう。それ以外の品は、あまり安くないものが多いようです。

◇ ◇ ◇

○まず徐行/あそびに子供とお年より  
○はなさずに/その手ににぎる子のいのち  
○事故なくす決めては一つ「無理」するな